

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課 （生涯学習課中央ふれあい館）
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用者カードの交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉センター管理運営規則第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉センター管理運営規則第 4 条第 1 項・第 3 項・第 4 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町老人福祉センター管理運営規則 （使用者カード）</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する者が、午後 5 時まで使用する場合は、美郷町中央ふれあい館使用者カード交付申込書（様式第 3 号）に所定の事項を記入し、美郷町中央ふれあい館使用者カード（様式第 4 号。以下「使用者カード」という。）の交付を受けて使用することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 使用者は、使用者カードの確認をもって使用の許可を受けたものとみなす。</p> <p>4 使用者は、交付の日から 1 年を経過するごとに 1 回、使用者カードの確認を受けなければならない。</p> <p>5、6 略</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日